別表十の二（一）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下この号及び第４号において「平成26年改正法」という。）附則第117条第５項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の63（第１項の表の第３号に係る部分に限る。）（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特別控除額の個別帰属額　(8)又は(27)×(8)/(24))×40/100×(11)　(12)」、「特別控除額　(13)又は(27)×(13)/(24))×40/100　(14)」、「特別控除額　(15)又は(27)×(15)/(24))×40/100　(16)」及び「所得基準額　(17)又は(27)×(17)/(24))×40/100　(18)」の各欄は、各連結事業年度において租税特別措置法施行令第39条の90第６項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号。次号及び第６号において「平成26年改正令」という。）附則第32条第３項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する特定事業軽減対象連結欠損金額若しくは軽減対象連結欠損金額がある場合又は租税特別措置法施行令第39条の90第６項に規定する全軽減対象連結所得金額が同項に規定する全連結所得金額を超える場合（第５号において「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合」という。）にはそれぞれ「(8)又は」、「(13)又は」、「(15)又は」及び「(17)又は」を消し、その他の場合にはそれぞれ「又は(27)×(8)/(24))」、「又は(27)×(13)/(24))」、「又は(27)×(15)/(24))」及び「又は(27)×(17)/(24))」を消すこと。

3　「特定事業に係る連結所得の金額　(13)」、「特定事業に係る連結所得の金額　(15)」及び「特定事業に係る連結所得の金額　(17)」の各欄は、租税特別措置法施行令第39条の90第３項及び第７項又は平成26年改正令附則第32条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年改正令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の90第３項及び第５項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定により計算した金額をそれぞれ記載し、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

4　「特別控除額　(15)又は(27)×(15)/(24))×40/100　(16)」の欄は、平成26年改正法附則第117条第４項に規定する旧認定法人については、同欄中「40」とあるのは、「35」として記載すること。

5　「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算」の各欄は、各連結事業年度において特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合に記載すること。

6　「特定事業軽減対象連結欠損金額の合計額　(25)」及び「軽減対象連結欠損金額の合計額　(26)」の各欄は、租税特別措置法施行令第39条の90第６項及び第７項（平成26年改正令附則第32条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により計算した金額をそれぞれ記載し、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十一(一)の表中「経過措置の適用を受ける場合　(14)、(15)、(16)又は(17))×(25%、50%又は75%)」を「経過措置の適用を受ける場合　(14)、(15)、(16)又は(17))×(25%又は50%)」に改め、同表の記載要領第11号中「「経過措置の適用を受ける場合　(14)、(15)、(16)又は(17))×(25%、50%又は75%)　(18)」を「「経過措置の適用を受ける場合　(14)、(15)、(16)又は(17))×(25%又は50%)」」に改め、(18)に「平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「25%、50%又は」を消し、同年４月１日」を「平成25年４月１日」に、「「25%、」及び「又は75%」」を「「25%又は」」に、「「、50%又は75%」」を「「又は50%」」に改める。

別表十一(一)の二の表中「経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額　(6)×(25%、50%又は75%)」を「経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額　(6)×(25%又は50%)」に改め、同表の記載要領第11号(二)中「第33条の８第４項各号」を「第33条の７第４項各号」に改め、同第11号中「「経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額　(6)×(25%、50%又は75%)　(7)」を「「経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額　(6)×(25%又は50%)　(7)」」に、「平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「25%、50%又は」を消し、同年４月１日」を「平成25年４月１日」に、「「25%、」及び「又は75%」」を「「25%又は」」に、「「、50%又は75%」」を「「又は50%」」に改める。

別表十一(一)の三を削る。